

年末調整

年末調整とは、給与所得者に対して支払われた1年間(1月～12月)の給料・賞与や賃金及び源泉徴収した所得税等について、会社等の給与の支払者(源泉徴収義務者)が、12月の最終支払日に再計算し所得税等の過不足を精算する制度です。

この制度の歴史を源泉徴収(所得税を給料や報酬からその支払いをする前に控除すること。)からお話ししますと、日本では戦時中の昭和15年(1940年)にナチスドイツに見習い始まりました。当時は軍事費用を効果的に徴収するために導入されたといわれていますが、戦後になっても税金を効果的に徴収できるという理由から、廃止されることなくそのまま続いている税金の納付方法です。

その後、昭和22年(1947年)には、税務職員の不足などから、雇用主が給与所得者(従業員)に代わって年末に扶養親族などの所得控除を計算して、税額の精算手続きまで行うことが決定しました。ここから、「年末調整」がスタートしました。当時は、雇用主が行った精算に対し、税務署で再度精算業務を行っていましたが、昭和26年(1951年)に、年末調整は雇用主側であることが法律で決まり現在に至っています。

なお、主たる給与の収入金額が2,000万円を超える場合などは、確定申告が必要となります。

○年末調整で控除

- 1 生命保険料控除
- 2 地震保険料控除
- 3 扶養控除
- 4 配偶者控除
- 5 配偶者特別控除
- 6 ひとり親控除
- 7 障害者控除
- 8 寡婦控除
- 9 小規模企業共済等掛金控除
- 10 勤労学生控除
- 11 住宅ローン控除(2年目以降)

○確定申告で控除

- 1 医療費控除
- 2 雑損控除
- 3 寄付金控除
- 4 住宅ローン控除(初年度)

ふるさと納税については、寄付先が年間通して自治体5団体以内であればワンストップ特例制度が設けられている。「寄附金税額控除に係る申告特例申請」を記入して寄付先の自治体に郵送するだけで、確定申告をしなくても控除(住民税の税額控除)を受けられる仕組み。